新訂

農業委員のための

和解の仲介の手引

農地紛争処理のために

全国農業委員会ネットワーク機構
一般社団法人全国農業会議所

sample

はじめに

農業委員会等による「和解の仲介制度」は、昭和四五年に制度化されて以来、農地等の利用関係をめぐる紛争を当事者にとってより身近なところで、しかも簡易な手続きで事案の実情に即した柔軟で妥当な解決を図るという大きな役割を果たしてきました。

和解の仲介制度を担う農業委員の方々は、地域の実情を熟知し、紛争の経緯なり核心をよく知り得る立場にありますので、具体的な紛争の全体的かつ妥当な解決を図ることができる場合が多いことから、本制度は、実際の紛争解決に今後とも大いに役立つものと期待されています。他方、最近の紛争をめぐっては、一般的な動向として、インターネットの普及による法的情報の大量入手、権利意識の高まり、紛争の困難化等の情勢変化があると言われます。

こうした中、和解の仲介制度は、当事者の間では話し合いがつかない紛争を仲介委員の助言・あっせんを受けながら当事者の合意を導き、公平かつ、公正に解決する紛争処理制度です。農地等の利用関係をめぐる紛争解決に重要な役割を果たすことが期待される和解の仲介制度を維持し、円滑な仲介手続き運営していくためには、各仲介委員が仲介委員としての心構えを理解するとともに、それなりの法律知識や手続、当事者を説得する技法等について習得しておくことが望まれます。

この手引書は、主として和解の仲介制度に携わる農業委員の方々のために、和解の仲介を行う上で必要となる制度の内容、仲介委員としての心構え、手続のあらまし、説得の仕方、和解案の作成方法等についてできるだけ分かり易いものとなるように整理し、刊行したものです。

本書は、和解の仲介制度に関する身近な執務資料として農業委員の方々に、長らく活用されてきましたが、刊行以来一四年を経過いたしました。

そこで、この度、これまでの内容を全面的に再検討し、構成の一部見直し、説明内容の補足・修正、適用条文の整理、さらには統計数字の更新等をいたしました。

本書が農業委員の方々の日常活動の参考書、仲介業務に携わる際の手引書として広く活用されることを期待するものです。

令和七年二月

全国農業委員会ネットワーク機構

一般社団法人　全国農業会議所

目次

はじめに

第1章　和解の仲介制度

第1節　意義及び役割……2
第2節　仲介制度の特色……5

第2章　仲介委員

第1節　仲介委員の地位……10
第2節　仲介委員の職務……11
第3節　仲介委員の基本的心構え……12

第3章　仲介手続のあらまし

第1節　手続の流れ……28
第2節　仲介手続の開始……28
第3節　仲介委員とは……33
第4節　仲介期日の通知……43
第5節　仲介期日に向けての事前準備……44
第6節　期日の実施……45

sample

第7節　当事者からの実情の聴取……55
第8節　真相の解明……59
第9節　和解案の提示……60
第10節　説得……61
第11節　仲介の終了……67
第4章　和解案の作成
第1節　和解条項の作成……78
第2節　和解の効力……78
第3節　和解条項の作成に当たっての注意……79
第4節　和解条項の種類……80
第5節　和解条項作成上の一般的留意事項……86
第6節　給付条項の留意事項……90
第7節　確認条項の留意事項……93
第8節　形成条項の留意事項……93
第9節　付款条項、特約条項の留意事項……94
資料編
様式索引……98
関係法令及び通知……99

第1章　和解の仲介制度

第1節　意義及び役割

1　人が集まって社会生活を営むところには、利害の対立や考え方の相違から紛争が生ずることは避けられません。これらの紛争を公正かつ公平に解決するためには、当事者の力関係に任せることなく、一定の規範に基づいて公権的に解決していくという仕組みが必要となります。

そこで、現代社会では、争いが当事者間で解決できない場合のために裁判所が設けられ、私人間の争いは裁判所の活動を通じて公権的に解決されるという仕組みをとっています。

2　農地の利用関係等について紛争が生じ、当事者の間で話し合いがつかない場合の解決方法としては、一般の紛争解決のための手段としての裁判所による民事訴訟のほかに、民事調停法に基づく農事調停と農地法に基づく農業委員会（又は都道府県知事）による和解の仲介の制度が設けられています。

①　民事訴訟

民事訴訟制度は、広く私人間の紛争、利害関係の衝突を国家の裁判権によって法律的かつ強制的に解決、調整をする制度で、具体的な手続は裁判所に訴訟を提起して行うことになります（民事訴訟法）。訴訟は、当事者のどちらかの言い分が法律的に正しいかについて、裁判所の公権的な判断（判決）により強制的に紛争を解決する制度です。

法律的に白黒をつけるという意味では最良の方法ですが、裁判に時間がかかり、また、手続き等も法律で厳密に定められ、当事者が裁判所に行かなければならないこと、どうしても法律の専門家である弁護士に頼まざるを得ないことから費用がかかるという面があります。

②　農事調停

農事調停制度は、民事調停法において民事調

停の特則として設けられている調停の一つで、農地又は農用経営に付随する土地、建物等の農業資産の貸借その他の利用関係の紛争を調停委員に介入してもらい、紛争当事者が互いに譲り合い、合意に基づいて実情に即した解決を図るための制度です。手続は、原則として地方裁判所（当事者の合意で簡易裁判所とすることができます）に調停の申立てをして行うことになります。

調停は、原則として裁判官である調停主任と、裁判所があらかじめ選任している調停委員二名以上からなる調停委員会が当事者とともに、話し合いで紛争解決に向けた合意の成立を目指します。調停も裁判所が介入する司法手続であることから、成立した調停は、裁判による判決と同一の効力を有することになります。

調停は、一般に、訴訟に比べて法律によらず手続の制約は緩やかであり、迅速、簡易にしかも少額の経費で紛争を解決しうることが可能で、しかも、公開されないものとされています。

なお、農事調停には、小作官又は小作主事の意見が反映されるようになっており、農地法の趣旨に沿った方向で調停がされるようになっています。

③　農業委員会等による和解の仲介

農地又は採草放牧地の利用関係の紛争の解決手段としては、前記のように民事訴訟及び民事調停法による農事調停がありますが、民事訴訟や農事調停によって争われている紛争も、その経過をみると農業委員会の仲介によって解決が試みられた事例が少なくありません。また、農業委員会の段階で紛争が解決された事例もあります。

このように多くの場合に農業委員会が紛争解決の第一段階に何らかの形でかかわっているということは、農地等の利用関係の調停に農業委員会が大きな役割を果たしているからであると考えられます。これは、民事訴訟は多額の費用

を要するうえに、解決に至るまでにかなりの日時がかかり、手続についての不慣れや訴訟や農事調停は裁判所まで出かけなければならない等の煩わしさや更にはその解決を裁判所まで持ち出すまでもないという農業者の方々の一般感情と相容れないものであるということ等がその原因であると考えられます。

このようなことを背景として、「農業委員会等の和解の仲介制度」は、昭和四五年に小作料統制の廃止、賃貸借の解約等の規制緩和等が行われ、農地等の利用関係は、それまでのように行政の直接規制によらず、主として当事者の意思により決せられることになったこと等に伴い、当事者間の紛争も従来よりも増加することが予想されましたので、民事訴訟や農事調停によらなくてもより当事者に身近なところで簡便に紛争解決が行われるような制度として誕生した制度です。

具体的な手続は、当事者の双方又は一方から農業委員会に和解の仲介の申立てをして行います。

農業委員会に対して和解の仲介の申立てがあった場合には、農業委員会の会長は農業委員の中から三人の仲介委員を指名し、この仲介委員が和解の仲介を具体的に進めます。

農業委員は必ずしも法律の専門家ではなく、また、調停委員のように厳密な基準はありませんが、地域の実情を良く知っており、紛争の経緯なり核心を良く知り得る立場にありますので、具体的な紛争の妥当な解決が図られる場合が多く、その活躍が期待されています。

また、農地法第一八条第一項本文に規定する事項については、都道府県の小作主事の意見を聴くことになっておりますので、農地法上の問題にも適切な対応ができることになります。和解が成立すると民法の和解の効果が生じますが、これは判決とか成立した調停のような効力ではありません。しかし、調停に比べて更に手

続等が簡便であり、実際の紛争解決には大いに役立っています。

第2節　仲介制度の特色

農業委員会等の和解の仲介制度は、民事訴訟による判決や調停に代わる決定（民事調停法第一七条）(注)のように仲介委員がその判断によって結論を出すということはありません。それは、「和解」が「当事者が互いに譲歩してその間にある紛争をやめることを約束すること」（民法第六九五条）であり、あくまでも当事者間にその約束が成立しなければならないからです。仲介制度はその約束を成立させるために当事者の間をとりもつためのものであり、当事者の合意によって紛争の解決が図られる点において、民事訴訟と本質的に異なり農事調停と類似するところです。仲介制度の次に述べる特色と問題点の多くはこの点と関係があり、実際に仲介手続を進めるためにはこの点を十分に知っておくことが大切です。

(注)「調停に代わる決定」（一七条決定）は、調停委員会の調停が成立する見込みがない場合において、調停の経過に照らして相当と認められる場合に、裁判所が職権で事件解決のために調停に代わる必要な決定を行うことができるとするものです。なお、この決定は、通常の裁判と異なり、一定期間内に当事者から異議の申立があれば無条件に効力を失います（民事調停法第一八条第四項）。

1　柔軟で妥当な解決が図られる

訴訟は、証拠によって認定した事実に法律を適用して得た結論を判決という形でその判断を示すものです。したがって、判決は法律に拘束されるわけです。法律によって私人間の権利義務を規律する建前である法治国家として当然のことといえましょう。

しかし、もともと、私たちの権利義務は、当事者間の意思で自由に変えたり処分したりすること

ができる場合が多いのです。ですから、当事者の約束である和解であれば当事者の合意を基礎とする調停の場合と同様に紛争解決の内容を自由に決めることができるのです。

このことは、紛争解決の内容に幅があるということですから、仲介委員は、より適切な和解を成立させるよう努力しなければなりません。

２　全体的な紛争の解決が図られる

訴訟では、申立人（原告）が取り上げている権利義務についての判断が示されるだけで、必ずしも紛争の全体的な解決につながるとは限りません。

例えば、賃貸人が賃借人に借賃の値上げを請求して争いになることがよくありますが、裁判ではこのような請求については、適正な借賃がいくらかということだけについて判断を下すわけです。ところが、実は賃借人はその水田を畑として使いたいために賃貸人が承知しないので、農地の不経済な利用方法に不満を持ち、借賃の値上げには応じないという気持ちをもつケースもあるわけです。このようなケースでは借賃の増額の当否についてだけ判断を示しても紛争の全体的な解決にはならないのです。しかし、和解の仲介であれば田畑転換についての賃貸人の承諾と借賃の増額とを一挙に解決し、安定した賃貸借関係を作り出すこともできます。

また、和解の仲介では、和解の成立に向けて当事者同士が直接に話し合うことによって進んでいきますので、単に経済的な利害の調節だけではなく、双方の人間関係を調整するという目的をも同時に達成することができます。

農地等の利用関係をめぐる紛争は、必ずしも法的な利害あるいは経済的な利害の対立からのみ生ずるものでなく、感情の対立を伴いがちなものです。中には、日ごろの感情的な対立、反目から農地等の利用関係をめぐる紛争が生じ、当事者同士の反目が解決すれば、紛争の方も急転直下解決してしまうということも稀ではありません。

和解の仲介による紛争の解決はこのような人間関係をも含めて争いを全面的に解消させ、実際に守られていくような安定した解決をもたらすようにしなければなりません。

3　簡易な手続により迅速な解決が図られる

民事訴訟や調停は、裁判所へ出頭する必要がありますが、和解の仲介は農業委員会等へ出頭することになります。これは単に近くて便利というだけでなく、農業者の方々にとっては心理的にも安心できる方法といえましょう。また、和解の仲介制度は簡易かつ迅速な紛争の解決を旨としていますから、仲介そのものについての費用はかかりません。手続や時間も民事訴訟や調停に比べれば簡易で、しかも迅速に済ませることができる制度になっています。したがって、仲介委員は例えば仲介期日の決定等に際しては和解の仲介制度の趣旨を十分に理解し、不必要に紛争を長びかせることのないように工夫する必要があります。

4　秘密が守られる

訴訟における審理（裁判）は、強制的に紛争を解決する制度にあって、その公正さを保障するために公開の法廷で行われることが義務付けられています。しかし、仲介の手続は調停の手続と同様に公開されないものとなっています。その理由は、和解の仲介は当事者の話合いにより紛争を解決する制度ですので、これを公開という形で手続の公正さを担保するという要請は余りなく、他人に気兼ねすることなく当事者が胸襟を開いて話合いをするにはむしろ非公開の席で行う方が適当であるからです。

5　農業委員が行い、小作主事が関与する

和解の仲介は、農業委員会の会長が農業委員の中から指名する三人の仲介委員によって進められます。それは、取り扱う紛争が農地等の利用関係をめぐるものであることから、その地域の農業・農地事情に精通している農業委員が仲介委員となることにより、当事者間にその地域の農業事情に

即した妥当な和解を成立させることが期待できるからです。また、仲介の途中で必要があると認められる場合には、都道府県の小作主事の意見を聴くことができることになっています。なお、農地法第一八条第一項本文に規定する事項については、必ず小作主事の意見を聴くようにしなければなりません。

⑧　民法上和解の効果が法定されている

農業委員会による和解の仲介により成立した和解は私法上の和解と同一の意味をもち、その効果は民法上の和解の効果（民法第六九六条）と同じです。

即ち、当事者の一方が和解の仲介によって紛争の目的である権利を有するものと認められ、又は相手方がその権利を有しないと認められた場合において、その者が従来その権利を有していなかった確証が出たとき、またはその相手方がその権利を有していた確証が出たときは、その権利は和解によってその者に移転し、または消滅したことととなり、権利関係は確定することとなります。

したがって、仲介委員は、和解を成立させるときは、都道府県の小作主事の意見を聴くなど、細心の注意を払わなければなりません。

資料編

sample

様式索引

1 農業委員会への和解の仲介申立書 …… 34頁
2 口頭により和解の仲介を申立てた場合の和解の仲介申立調書 …… 35頁
3 申立人及び被申立人に対する和解の仲介の開始通知書 …… 37頁
4 都道府県知事に対する和解の仲介の開始通知書 …… 38頁
5 都道府県知事に和解の仲介を行うべき旨の申出書 …… 39頁
6 都道府県知事が和解の仲介を行う場合の申立人及び被申立人に対する和解の仲介の開始通知書 …… 40頁
7 和解の仲介期日等の通知書 …… 41頁
8 和解の仲介制度の趣旨～パンフレット～ …… 42頁
9 和解の仲介中立簿 …… 47頁
10 和解の仲介記録簿 …… 48頁
11 和解の仲介調書 …… 50頁
12 和解の仲介委員手控 …… 52頁
13 申立人及び被申立人等に対する和解の仲介の打切決定通知書 …… 74頁
14 被申立人及び参加人に対する和解の仲介申立ての取下通知書 …… 75頁
15 都道府県知事に対する和解の仲介結果通知書 …… 76頁

関係法令及び通知

○農地法（昭和二七年七月一五日法律第二二九号）〈抜粋〉……100頁
○農地法施行令（昭和二七年一〇月二〇日政令第四四五号）〈抜粋〉……100頁
○農地法施行規則（昭和二七年七月二〇日農林省令第七九号）〈抜粋〉……101頁
○農地法関係事務に係る処理基準の一部改正について（平成一二年六月一日一二構改Ｂ第四〇四号農林水産事務次官依命通知）〈抜粋〉……102頁
○農地法関係事務処理要領の制定について（令和六年三月二八日経営第三一二四号・五農振第二〇九四号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）〈抜粋〉……104頁

○農地法

〔昭和二七年七月一五日
法律第二一九号〕

最終改正　令和六年六月二一日法律第六二号

（農業委員会による和解の仲介）

第二七条　農業委員会は、農地又は採草放牧地の利用関係の紛争について、農林水産省令で定める手続に従い、当事者の双方又は一方から和解の仲介の申立てがあったときは、和解の仲介を行なう。ただし、農業委員会がその紛争について和解の仲介を行なうことが困難又は不適当であると認めるときは、申立てをした者の同意を得て、都道府県知事に和解の仲介を行なうべき旨の申出をすることができる。

2　農業委員会による和解の仲介は、農業委員会の委員のうちから農業委員会の会長が事件ごとに指名する三人の仲介委員によって行なう。

（小作主事の意見聴取）

第二八条　仲介委員は、第一八条第一項本文に規定する事項について和解の仲介を行う場合には、都道府県の小作主事の意見を聴かなければならない。

2　仲介委員は、和解の仲介に関して必要があると認める場合には、都道府県の小作主事の意見を求めることができる。

（仲介委員の任務）

第二九条　仲介委員は、紛争の実情を詳細に調査し、事件が公正に解決されるように努めなければならない。

（都道府県知事による和解の仲介）

第三〇条　都道府県知事は、第二五条第一項ただし書の規定による申出があったときは、和解の仲介を行う。

2　都道府県知事は、必要があると認めるときは、小作主事その他の職員を指定して、その者に和解の仲介を行なわせることができる。

3　前条の規定は、前二項の規定による和解の仲介について準用する。

（政令への委任）

第三一条　第二五条から前条までに定めるもののほか、和解の仲介に関し必要な事項は、政令で定める。

注　「政令」＝令二十三・二十八

○農地法施行令

〔昭和二七年一〇月二〇日
政令第四四五号〕

最終改正　令和五年四月一日政令第一五六号

（和解の仲介の手続等）

第二三条　仲介委員は、法第二十五条第一項の規定による和解の仲介を行う場合には、期日及び場所を定めて、申立人及び相手方の出頭を求めるものとする。

2　前項の規定により出頭を求められた当事者は、やむを得ない事由により自ら出頭することができないときは、代理人を出頭させることができる。

第二十四条　法第二十五条第一項の規定による和解の仲介による和解の結果について利害関係を有する者は、仲介委員の許可を受けて、仲介手続に参加することができる。

第二十五条　法第二十五条第一項の規定による和解の仲介により当事者間に和解が成立したときは、仲介委員及び当事者双方（前条の許可を受けて仲介手続に参加した者のうち当該和解の結果を容認した者を含む。）は、仲介委員がその内容を記載した調書に署名又は記名押印をするものとする。

2　仲介委員は、法第二十五条第一項の規定による和解の仲介により当事者間に相当と認められる内容の合意が成立する見込みがないと認めるときは、和解の仲介を打ち切ることができる。

第二十六条　法第二十五条第一項ただし書の規定による申出は、農業委員会がその紛争について和解の仲介をすることが困難又は不適当であると認めた理由を明らかにしなければならない。

第二十七条　第二十三条から第二十五条までの規定は、法第二十八条の規定による和解の仲介について準用する。

第二十八条　都道府県知事は、法第二十八条の規定による和解の仲介により和解が成立したとき、及び前条において準用する第二十五条第二項の規定により和解の仲介が打ち切られたときは、遅滞なく、その経過及び結果を関係農業委員会に通知しなければならない。

○農地法施行規則

（昭和二七年七月一〇日）
（農林省令第七九号）

最終改正　令和六年四月一日農林水産省令第九号

（和解の仲介の申立手続）

第七十一条　法第二十五条第一項の申立ては、次に掲げる事項を記載した申立書を農業委員会に提出して、又は次に掲げる事項を農業委員会に陳述しなければならない。

一　申立人及び紛争の相手方の氏名又は名称及び住所

二　紛争に係る土地の所在、地番、地目及び面積

三　申立ての趣旨

四　紛争の経過の概要

五　その他参考となるべき事項

2　前項の規定により陳述を受けた農業委員会は、その陳述の内容を録取しなければならない。

○農地法関係事務に係る処理基準の一部改正について

（平成一二年六月一日一二構改B第四〇四号）
（農林水産事務次官依命通知）

最終改正　令和六年三月二八日五経営第三一二一号

別紙一　農地法関係事務に係る処理基準

第一〇　法第二五条関係

1　和解の仲介に当たっての農業委員会の事務処理基準

農業委員会は、法二五条第一項の規程により和解の仲介を行おうとする場合の事務の処理に当たっては、法令の定めによるほか、次によるものとする。

(1)　法第二五条第一項の「和解の仲介を行うことが困難又は不適当」なときとは、例えば、その利用関係の紛争に係る農地等に他の農業委員会の区域内にある農地等が含まれているとき、その紛争が農地等に係る行政処分の変更等を必要とすることとなることが予想されるとき、その紛争の当事者の一方が当該農業委員会の委員又はその配偶者若しくは出資員等であるとき等をいう。

(2)　農業委員会は、法第二五条第一項の規定による和解の仲介の申立てが当事者の代理人によって行われる場合には、その代理権を有することを証する書面の提出を求めるものとする。

(3)　農業委員会の会長は、法第二五条第一項の規定により仲介委員を指名する場合は、当該紛争の当事者の親族である農業委員又は当該紛争について利害関係を有する農業委員は指名しないものとする。

また、農業委員会の会長は、仲介委員に事故がある場合には、その仲介委員の指名を解き、新たに仲介委員を指名するものとする。

(4)　民事調停法（昭和二六年法律第二二二号）による農事調停に付されている紛争について和解の仲介の申立てがあった場合には、その申立は受け付けておくものとし、和解の仲介は、原則として、農事調停の決着を待って行うものとする。

(5)　本条の和解の仲介により和解が成立した場合には、民法第六九六条の和解の効力が発生する。

2　和解の仲介に当たっての仲介委員の事務処理基準

法第二五条第二項の規定により指名された仲介委員は和解の仲介を行う場合の事務処理に当たっては、法令の定めによるほか、次によるものとする。

(1)　代理人の出頭

令第二五条第一項の規定に基づき当事者の出頭を求めた場合に、同条第二項の規定により代理人が出頭したときは、当事者がその者に対し仲介についての代理権を授与したことを証する書面の提出を求めるものとする。

(2)　仲介手続の休止